保険料(※)が月額400円で

ます

(国民年金基金加入者

付加保険料納付不可

合、

来年4月分からの保険料

月分遡って免除等の申請がで

きるようになりました。ま

た、失業等の特例免除等対象

則、毎年申請が必要です。 猶予の制度があります。

今年度より、過去2年1カ

に適用されます。

なお、保険料の納付期限

年・1年前納を申し出た場 などがあります。現時点で2 分までの前納 (納付書のみ)

険料の上乗せとして納められ 合に手続きをすれば、定額保

で月額1万5250円、

|月額||万5250円、付加||平成26年度の保険料は一律

(5)

めてください。

(※)年金額を増やしたい

すので、忘れずに保険料を納られなくなる可能性がありま

ジットカード払いなどもでき払いのほか、口座振替、クレー保険料は、納付書による支

納められなくなりますので、 2年を経過すると時効となり 翌月末日です。保険料は原則

くは問合せを。

◇申請免除…所得に応じ

保険料の全額または

期間も拡大されています。

詳

礎年金、遺族基礎年金を受け

基礎年金だけでなく、障害基

納付方法

保険料を納めないと、老輪

類されます。

年金に加入します。

結婚 20 歳

歳到達時や就職、退職、

時などは届け出てください。

出は医療年金課

テーションへ。

第2・3号被

忘れずに保険料

の納付

を

とで割引になり、2年前納

納付が困難な場合

保険料は前納するこ

割引がある前納制度などを紹介

なります。2年・1年・半年

由や失業などで保険料の納付

所得が低いなど経済的な理

30歳未満

◇学生納付特例…対象は学

が困難なときは、免除・納付

原

2年間で1万4800円安く

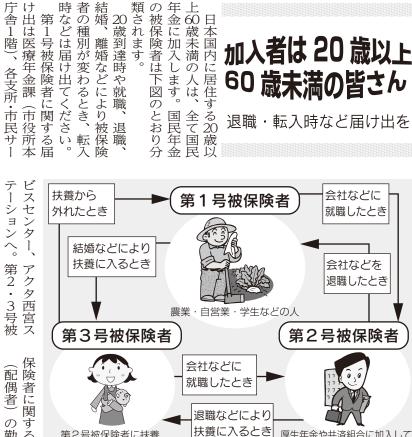
(口座振替のみ) の場合は、

前納のほか、希望月から3月

あなたの未来を支える

問合せは医療年金課(0798・35・3124)へ。 国民年金は、 また不慮の事故に備えるためにも、 全国民に共通する基礎年金を支給する制度です。老後の生活のために 国民年金に加入し保険料を納めましょう。

加入者は20歳以上 歳未満の皆さん 退職



保険者に関する届け出は (配偶者)の勤務先へ。 第2号被保険者に扶養 されている配偶者 本人

厚生年金や共済組合に加入して いる人(会社員や公務員など)

任意加入被保険者 (希望により加入) 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人 外国に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人など

令に定められている障害の状年金加入中などのもの)で政病気やけが(初診日が国民

以上ある人に65歳から支給さ 期間など)が25年(300月) 容について紹介します 年金保険料を納めた期間、 国民年金の給付の種類・ 老齡基礎年金 第2・3号被保険者 受給資格期間

(国民 免

ます=右表参照。

されたときなどから支給され

等の期間も含む)が25年以上

て保険料を納めた期間

(免除

ある夫が死亡した場合に、

た婚姻期間が継続して10年以亡当時夫に生計維持されてい

態になった場合に、

障害認定

内

障害基礎年金

(%1)

子の加算額

障害・遺族基礎年金の年額

1級

2級

· 2人目

(※1)保険料を定められた期間の3分の2以

上納付している、直近の1年間に未納がないな

(※2) 障害基礎年金の受給者(遺族基礎年金

の場合は死亡した人)に生計を維持されてい る(いた)子(18歳到達後の最初の3月末日 までの人など)がいる場合に加算。障害基礎

年金は受給権取得後に子の出生等により要件 を満たすときも加算されます。なお、同一の

子を対象とした児童扶養手当との同時受給は

3人目以降

種別等

遺族基礎年金(※1)

年額

96万6000円

77万2800円

77万2800円

22万2400円

7万4100円

免除・未納期間がある場合は、 場合の年額は77万2800円 減額されます。 40年間、保険料を全て納めた (平成26年4月現在)です。 20歳から0歳になるまでの

障害基礎年金

遺族基礎年金

る夫への支給は、妻の死亡が されます=右表参照。子のあ いる配偶者、または子に支給 の3月末日までの人など)の ていた子(18歳到達後の最初 き、その人に生計を維持され 満たした人などが死亡したと は老齢基礎年金の受給資格を 国民年金加入中の人、 26年4月以降が対象。 また

寡婦年金

理由により老齢基礎年金、障

市は、このような制度的な

第1号(任意)被保険者とし

人)や障害者(重度・中度) 6年4月1日以前に出生した い外国人等の高齢者(192

(4分の3、 半額、 4分の1)

証など 格者証など)、学生の人は学生 険者離職票、雇用保険受給資 機関の証明書(雇用保険被保 離職の事実を証明できる公的 帳・認め印のほか、失業時は 【申請に必要なもの】年金手

得申告が必要です。 に所得制限があり、 ※本人(配偶者·世帯主)

が免除 ◇若年者納付猶予…対象は

合は早めに西宮年金事務所 かかりますので、

が必要な場合があります 人は、 前住所地の課税証明書

後納制度もご利用を

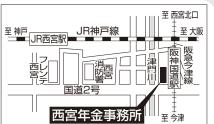
金受給者などは対象外)。 険料を納付する際は加算金が り、過去10年分遡って保険料 と、平成27年9月までに限 を納付できます(老齢基礎年 は、後納制度の手続きをする 保険料の未納がある場合 なお、3年度以上遡って保 希望する場

害基礎年金などを受給できな せは年金事務所へ

給者に関すること、厚生年金に関することなど、公的年金に関する 総合的な相談は西宮年金事務所へ。

西宫年金事務所

T663-8567 津門大塚町8―26 **2**0798 · 33 · 294 1



※ねんきんダイヤル(0570・05・1165)、IP電話・PHSか らは(03・6700・1165)、日本年金機構のホームページ (http://www.nenkin.go.jp/) もご利用ください

●アクタ西宮東館1階にある「街角の年金相談センター西宮(オ フィス)」でも年金相談・年金請求等の受付を行っています

国民年金制度発足時、 人等高齢者·障害者特 在日 を対象に 外外 別給付金

国

ています。 障害者特別給 国人等高齢者・ 付金」を支給し

平成22年度 必から、 障害者特

加入することができませんでていた日本人は、国民年金に

外国人や長期間海外に滞在し

年金課へ。 該当すると思われる人は医療 併給も可能となっています。 000円未満の公的年金との や高齢者特別給付金と71万2 金等との併給(65歳以上のみ) 別給付金と老齢・遺族厚生年

たとき、生計を同じくしてい た遺族に支鈴 紹されます。 遺族

65歳に達する日の前日までた人などが対象となります。

日まで

済組合等加入者の配偶者だっ

該当する障害状態になっ

障害基礎年金1・2級に

に限られます

一時金とは選 受給していた なるまでの 齢基礎年金繰 上ある妻に 夫が老齢 た場合や、 60歳から65歳に

以上ある人が、 礎年金等を受けずに亡くなっ 料納付済期 どは支給されません。遺族基 任意)被保 死亡月の 间等の月数が36月 陝者としての保険 則月までの第1号 択になります。 老齢・障害基 時金

3月以前で当時厚生年金、共だった人や初診日が昭和6年平成3年3月以前で当時学生

ある人が対象です。初診日

が

年金等を受給できない障害の

できません

间支給されます。 受給不可。死亡 り上げ受給時な 障害基礎年金を 妻が老

なかったことにより障害基礎 国民年金に任意加入して

婦年金とは選択になります。 基礎年金受給者は対象外。 特別障害給付金

寡